

＜重要：狂犬病予防法の規定に基づくアシスタンスドッグの輸入検疫について＞

日本は、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ、グアム等と同様に、世界でも数少ない狂犬病の清浄国に位置付けられています。このため、狂犬病の発生地域（アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ及びグアム以外の国・地域）から我が国に犬を持ち込む場合、狂犬病予防法の規定に基づき、犬の用途を問わず（アシスタンスドッグであっても）、全ての犬について、マイクロチップの装着、2回以上の狂犬病ワクチン接種、狂犬病の抗体検査等の厳しい輸入条件が課されています。また、これらの輸入条件を満たすためには、少なくとも出国の7か月から準備を開始する必要があります。

これらの輸入条件を満たさない場合、狂犬病予防法の規定に基づき、いかなる犬もその用途（博物館、動物園等での展示用犬を除く。）にかかわらず、輸入検疫のため、動物検疫所で最長180日間の係留を受けなければなりません。これはアシスタンスドッグであっても同様です。また、我が国は、オーストラリアやニュージーランドとは異なり、狂犬病予防法上、いかなる犬も自宅で係留することを認めていません。渡航までに全ての輸入条件を満たすことが困難な場合は、まず、渡航日の延期等について検討することをお勧めします。

アシスタンスドッグに係る渡航予定書

提出年月日	
-------	--

農林水産省動物検疫所長 殿

輸入者署名	
-------	--

以下のとおり、渡航予定を提出いたします。

I 輸入者に係る情報

1	氏名	姓		名	
2	現住所	町村区番地			
		市			
		県・州名		国名	
3	連絡先	電話		FAX	
		Email 1		Email 2	

II 同伴するアシスタンスドッグに係る情報

名前				年齢／生年月日	
品種				性別	
マイクロチップの番号					
アシスタンスドッグの用途	盲導犬	聴導犬	介助犬	その他( )	
日本の身体障害者補助犬法に基づく認定の有無			有	無	
海外のアシスタンスドッグの場合、認定機関・団体名					
輸入者とアシスタンスドッグのハンドラーとの関係	本人	その他( )			
輸入者による当該アシスタンスドッグの使用期間(直近)	6か月間未満	6か月間以上			

II 渡航に係る情報

1	渡航目的							
2	出国地	国名			出国予定港			
3	到着予定港							
4	到着予定日時・便名	日時			便名			
5	出国予定港							
6	帰国予定日時・便名	日時			便名			
7	滞在期間							
8	滞在场所	(名称)						
		(住所)						
		連絡先	電話1			電話2		
			FAX1			FAX2		
			Email1			Email2		
9	会議等の開催場所 (「訪問予定場所」)	(名称)						
		(住所)						
		連絡先	電話1			電話2		
			FAX1			FAX2		
			Email1			Email2		

## アシスタンスドッグの一時持出許可に係る申請について

## ＜重要：狂犬病予防法の規定に基づくアシスタンスドッグの輸入検疫について＞

日本は、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ、グアム等と同様に、世界でも数少ない狂犬病の清浄国に位置付けられています。このため、狂犬病の発生地域(アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ及びグアム以外の国・地域)から我が国に犬を持ち込む場合、狂犬病予防法の規定に基づき、犬の用途を問わず(アシスタンスドッグであっても)、全ての犬について、マイクロチップの装着、2回以上の狂犬病ワクチン接種、狂犬病の抗体検査等の厳しい輸入条件が課されます。また、これらの輸入条件を満たすためには、少なくとも出国の7か月から準備を開始する必要があります。

これらの輸入条件を満たさない場合、狂犬病予防法の規定に基づき、その用途(博物館、動物園等での展示用犬を除く。)にかかわらず(アシスタンスドッグであっても)、輸入検疫のため、動物検疫所で最長180日間の係留を受けなければなりません。これは、アシスタンスドッグであっても同様です。また、我が国は、オーストラリアやニュージーランドとは異なり、狂犬病予防法上、いかなる犬も自宅で係留することを認めていません。渡航までに全ての輸入条件を満たすことが困難な場合は、まず、渡航日の延期等について検討することをお勧めします。

## ＜申請に当たっての留意事項＞

1. 狂犬病予防法の規定に基づき、動物検疫所は、係留中の犬につき、災害救助のため必要であることその他の特別な事情があると認めるとき、狂犬病予防上の安全が確実に確保されることを前提として、係留中の犬を一時的に動物検疫所の敷地外に持ち出させることができるとされています。この場合の特別な事情とは、災害救助など公共性・公益性の高いものである点に留意する必要があります。

2. 本申請は、狂犬病予防法の規定に基づき、12時間を超える係留を必要とするアシスタンスドッグを、その係留期間中、一時的に動物検疫所の敷地外に持ち出すことを許可することの可否について審査するためのものです。申請事項に変更が生じた場合は、速やかに動物検疫所に届け出てください。

3. 本申請に当たっては、以下の前提条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 申請に係るアシスタンスドッグは、狂犬病のリスク管理措置(マイクロチップの装着、狂犬病のワクチン接種、狂犬病の抗体検査等)に係る基準を満たしていること(注：狂犬病の発生国の場合)。

(2) 輸入者は、申請に係るアシスタンスドッグの使用者(ハンドラー)であって、自らが当該アシスタンスドッグを同伴して日本に渡航すること。

(3) 輸入者は当該アシスタンスドッグの使用者(ハンドラー)として、当該アシスタンスドッグを直近6か月間以上使用し、管理していること。

(4) 日本の滞在期間は、原則として、10日を超えないこと。

(5) 渡航目的は、観光など個人的な活動の一環のものでなく、公共性・公益性の高いものであること。

(6) 滞在中、特定の場所(原則1か所)に滞在し、かつ、渡航目的で訪れる場所は特定されること。

4. 動物検疫所は、輸入者から提出された申請書類を踏まえ、申請に係る犬について、狂犬病予防法の規定に基づき、動物検疫所の敷地外に一時的に持ち出すことを許可することの可否について審査します。審査結果は、申請書その他審査に必要な書類が全て適切に提出された後から起算して、休日を除く14営業日を目処に申請者に通知されます。

5. 一時持出許可を受けた係留期間中の犬を連れて日本を出国する場合(帰国する場合)、当該アシスタンスドッグは日本に輸入された犬と見なすことができないため、日本の動物検疫所は輸出検疫証明書を発行することができません。日本に渡航する前に、必ず、輸出国の動物検疫機関とコンタクトを取り、帰国時の輸入検疫においてどのような書類等が必要になるかを確認してください。

申請年月日

農林水産省動物検疫所長 殿

## アシスタンスドッグの一時持出許可に係る申請書

輸入者署名

輸入者の住所

以下のとおり、アシスタンスドッグの一時持出許可の申請をいたします。  
 審査に当たっては、動物検疫所の求めに応じ、審査を行う上で必要な書類及び情報を全て提出します。また、提出する書類や情報等は、私の信ずる限りにおいて事実であり、かつ、正確なものであることを誓約します。また、動物検疫所による審査の結果、一時持出が許可されない場合、その審査結果を受け入れ、かつ、従うことをここに誓約します。

## I 輸入者に係る情報

1	氏名	姓		名	
2	現住所	町村区番地			
		市			
		県・州名		国名	
3	電話	職場		自宅	
		携帯1		携帯2	
4	FAX	職場		自宅	
5	Email	Email 1		Email 2	

## II 渡航に係る情報

1	渡航目的	(具体的かつ詳細に記載すること)				
		(渡航期間中に出席又は参加する行事/活動の開催場所を記載)				
		(渡航期間中に出席又は参加する行事/活動の主催者等の名称を記載)				
2	渡航時期を延期等できない理由					
3	仕出国等	国名		仕出予定港		
4	到着予定港					
5	到着予定日	日時		便名		
6	出国予定港					
7	出国予定日	日時		便名		
8	滞在期間					
9	滞在場所	(名称)				
		(住所)				
		連絡先	電話1		電話2	
			FAX1		FAX2	
			Email1		Email2	
10	会議等の開催場所 (「訪問場所」)	(名称)				
		(住所)				
		連絡先	電話1		電話2	
			FAX1		FAX2	
			Email1		Email2	

### Ⅲ 滞在中の輸入者の緊急連絡先

日中	電話		Email	
	電話		Email	
夜間	電話		Email	
	電話		Email	

### Ⅳ アシスタンスドッグに関する情報

名前				年齢/生年月日				
品種				犬の性別	雄	雌	去勢	卵巣除去
妊娠の有無	有	無	妊娠している場合、出産予定日					
健康状態等	(治療中の疾病等があれば、記載すること。)							
マイクロチップの番号								
アシスタンスドッグの用途	盲導犬	聴導犬	介助犬	その他( )				
当該アシスタンスドッグの使用期間								

### Ⅴ 狂犬病予防法の規定に基づく係留期間

動物検疫所の係留施設での係留期間(日数)	【動物検疫所が記載】
----------------------	------------

### Ⅵ 出国時における渡航先国の輸入条件

日本で一時持出許可を受けた係留期間中の犬を連れて出国する際に、あなたが入国しようとする渡航先国の輸入条件について、必要とされる書類及び証明すべき具体的条件等を記載してください。ただし、係留中の犬は日本に輸入された犬として扱うことができないため、日本の動物検疫所は輸出検疫証明書を発行することはできません。

輸入条件	
------	--

### Ⅶ 添付資料(また、下記1から5に掲げる書類は、輸入検査時に動物検疫所に提出してください。)

1	渡航目的に係る行事への参加・出席に関する主催者の証明書(原本)	有
2	参加・出席依頼書(写し)	有
3	アシスタンスドッグに関する輸入者の証明書(原本)	有
4	輸入者に関する医師の証明書(原本)	有
5	アシスタンスドッグの訓練・養成に関する証明書(原本)	有
6	身体障害者補助犬法の規定に基づき発行された補助犬認定証(同法に基づき認定を受けている場合)(写し)	有

### Ⅷ 審査結果の通知方法(下記から一つ選択してください)

Email	郵送	ファックス	(具体的アドレス等を記載)
-------	----	-------	---------------

## 渡航目的に係る行事への参加・出席に関する主催者の証明書

本証明書は、動物検疫所が、狂犬病予防法の規定に基づき、下記Ⅰに掲げる者が渡航に際して同伴しようとするアシスタンスドッグであって動物検疫所で12時間を超える係留を必要とする犬を、その係留期間中、一時的に動物検疫所の敷地外に持ち出すことを許可することの可否について審査するために用いられるものです。本証明書に記載されている情報は全て部外秘として取り扱われます。

記載年月日

農林水産省動物検疫所長 殿

開催・主催機関の責任者の署名	
役職	
所属機関名	

私は、下記のとおり、声明します。

## Ⅰ 下記Ⅱの活動に出席・参加する者に関する情報

1	氏名	
2	職業・資格・役職	
3	所属機関	
4	所属機関の住所	

II 上記 I の者が渡航目的として出席・参加する行事に関する情報

1	行事の区分	国際会議	学術会議	競技大会	博覧会	専門家会議
		その他( )				
2	行事の名称					
3	行事の開催期間					
4	開催時期の変更は可能ですか。困難な場合、その理由。					
5	開催場所	名称				
		住所				
6	開催・主催機関					
7	責任者	氏名		役職		
8	開催・主催者の区分	中央政府	地方公共団体	公益法人	国際機関	民間
		その他( )				
9	参加・出席予定者数					
10	行事の目的と概要					
11	上記 I に掲げる者に対して参加・出席依頼書は発行されていますか。	はい	いいえ	発行されている場合、その写しを添付。		
12	行事における上記 I に掲げる者の出席依頼の趣旨・目的と具体的役割					
13	上記 I に掲げる者は、本行事に参加している間、同氏が同伴するアシスタントドッグを、当該行事に出席する者等から確実に隔離・分離されるなど、狂犬病予防上、必要な措置をとることは可能ですか。	はい	いいえ			

アシスタンスドッグに関する輸入者の申告書

記載年月日

農林水産省動物検疫所長 殿

輸入者署名

私は、下記に記載するアシスタンスドッグの使用者(ハンドラー)として、以下のとおり、申告します。

- 1 私は、下記Ⅰのアシスタンスドッグを少なくとも、直近の6か月間、私のアシスタンスドッグとして使用し、管理飼育しています
- 2 私は、下記Ⅲに掲げる一時持出許可に係る要件を十分に理解し、かつ、受け入れ、滞在中は、これらの全てを遵守します
- 3 到着時検査時に、輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていない場合やアシスタンスドッグに異常が認められる場合は、一時持出が許可されないことを理解し、かつ、その事を受け入れます。
- 4 到着時の動物検疫所での輸入検査及びその手続には、数時間を要することを十分に理解し、かつ、そのことを受け入れ、動物検疫所の指示に従います。

Ⅰ アシスタンスドッグに関する情報

犬の名前				犬の年齢又は生年月日			
犬の品種				犬の性別	雄	雌	去勢
妊娠の有無	有	無	妊娠している場合、出産予定日				
健康状態等	(治療中の疾病等があれば、記載すること。)						
マイクロチップの番号							

Ⅱ 一時持出期間中の滞在場所及び訪問場所

滞在場所	名称						部屋番号	
	住所							
	連絡先	電話		FAX		Email		
訪問場所	名称							
	住所							
	連絡先	電話		FAX		Email		

Ⅲ 一時持出許可に係る要件

1	一時持出許可の対象となっている滞在場所(上記Ⅱに掲げる場所)以外の場所に滞在しないこと。
2	一時持出許可の対象となっている訪問場所(上記Ⅱに掲げる場所)以外の場所を訪問しないこと。
3	一時持出期間中の滞在場所及び訪問場所には他の動物(犬、猫)は飼育されていないこと(他のアシスタンスドッグは除く。)
4	アシスタンスドッグを滞在場所から一時的に持ち出す場合、常に引き綱、ハーネスにより直接の制御下に置かれていること。また、その間、必要に応じ、口輪を装着すること。咬傷事故など唾液を介した感染事故が発生しないよう十分に留意し、管理等すること。排泄物は適切に処理すること。
5	動物検疫所の指定した持出許可期間中は、係留期間中にあることを理解し、当該アシスタンスドッグの健康状態を毎日、観察・記録し、動物検疫所に持ち帰る日に動物検疫所に提出すること。また、異常が認められる場合、直ちに動物検疫所に連絡すること。
6	家畜防疫官が定める日時に動物検疫所に持ち帰り、家畜防疫官の検査を受けること。
7	滞在期間中、常に家畜防疫官と連絡の取れる状態にあること。
8	家畜防疫官は、必要があると認められる場合、訪問場所を訪問することができること。
9	疾病等により獣医師の診療が必要な場合、速やかにその旨を動物検疫所に連絡し、家畜防疫官の許可を受けた上で、獣医師の診療を受けること。また、診療を行った獣医師に対し、当該アシスタンスドッグに係留期間中にあること、診療後、速やかに診療結果等を動物検疫所に報告しなければならない旨を伝えること。
10	家畜防疫官の指示に従わない場合、一時持出許可が取り消される場合があること。
11	アシスタンスドッグが逃亡し、又は盗難にあった場合、直ちに動物検疫所に連絡し、家畜防疫官の指示に従うとともに、警察、保健所等関係機関に届け出ること。
12	到着時検査において、犬に異常がある場合、一時持出を許可しない場合があること。
13	到着時検査において、輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていない場合、家畜伝染病予防法第37条第2項の規定に基づ
14	以下のいずれかに該当する場合、動物検疫所は、一時持出許可を取り消すことができること。
	(1) 上記指示事項を遵守しない場合
	(2) 人又は動物を咬み、傷つけ、又はその他の危害を加えた場合
	(3) 狂犬病を疑う症状が認められた場合(例: 極度の興奮・攻撃的・麻痺・けいれん・水やえさを飲み込めない等)



## 輸入者に関する医師の証明書

本証明書は、動物検疫所が、狂犬病予防法の規定に基づき、犬の輸入検疫手続を行うに当たって、①下記に掲げる者が日本に渡航する際に同伴するアシスタンスドッグのハンドラーであること、及び②渡航に際してアシスタンスドッグの同伴が必要であることについて確認する上で必要な書類です。

本書類は、医師によって記載される必要があります。なお、本証明書に記載されている情報は、全て部外秘として取り扱われます。

1	患者名			
2	障害の有無	有	無	
3	上記患者は、日常生活の中で、日々、アシスタンスドッグによる介助が必要であり、かつ、障害を緩和する上で、常にアシスタンスドッグは必要ですか。	はい	いいえ	
4	(上記患者の犬(下記)が、アシスタンスドッグとして、通常の愛玩用(ペット)犬とは異なる役割を担っていると判断する理由について、当該アシスタンスドッグの具体的役割とともに記載してください。)			
5	(上記患者が、当該アシスタンスドッグのサポートを常時必要とするかどうかについて記載してください。)			
6	犬の名前		マイクロチップ番号	
7	その他参考事項			

医師の氏名				
専門科(分野)				
役職				
医療機関名				
住所				
電話番号	職場		携帯	
ファックス番号				
Email				

上記のとおり、証明します。

--

(医師の署名)

--

(年月日)

アシスタンスドッグの訓練・養成に関する証明書

<留意事項>

- 1 本証明書は、動物検疫所が、狂犬病予防法の規定に基づき、犬の輸入検疫手続を行うに当たって、①下記に掲げる犬がアシスタンスドッグとして、次に掲げる団体により、適切に育成・訓練された犬であり、かつ、②下記に掲げるハンドラー（アシスタンスドッグの使用者）が、自らのアシスタンスドッグとして、当該アシスタンスドッグを使用し、飼育管理していることを確認するために必要な書類です。
- (1) 国際ガイド犬連合 (International Guide Dog Federation (IGDF)) の加盟団体
  - (2) 国際補助犬協会 (Assistance Dogs International (ADI)) の加盟団体
  - (3) 輸出国政府機関が当該輸出国の国内法令に基づき認定する団体
- 2 本書類に記載されている情報は、全て部外秘として取り扱われます。

ハンドラーの氏名	
----------	--

犬について	名前				
	品種				
	年齢(生年月日)				
	性	雄	雌	去勢	卵巣摘出

1	貴訓練機関は、上記の犬について、アシスタンスドッグとしての訓練を行いましたか。	はい	いいえ		
2	上記の犬に関して、最新の認定時期を記載してください。	(年月日)			
3	上記の犬について、アシスタンスドッグ認定証は発行されていますか。(写しを添付してください)	はい	いいえ		
4	上記の犬は、上記ハンドラーのアシスタンスドッグとして、少なくとも6か月間以上、使用されていますか。	はい	いいえ		
5	問4の回答が「いいえ」の場合、上記ハンドラーのアシスタンスドッグとして使用期間を記載してください。	(期間)			
6	上記犬のアシスタンスドッグとしての役割を記載してください。	盲導犬	聴導犬	介助犬	その他( )
7	上記犬が、アシスタンスドッグとして、通常のアシスタンスドッグとは異なる役割を担っていると判断する理由について、当該アシスタンスドッグの具体的な役割とともに記載してください。				

訓練機関について	1 責任者名	
	2 責任者の役職	
	3 名称	
	4 住所	
	5 電話番号	
	6 ファックス番号	
	7 Email	
	8 ホームページアドレス	

1	国際ガイド犬連合 (International Guide Dog Federation (IGDF)) の加盟団体ですか。	はい	いいえ
2	国際補助犬協会 (Assistance Dogs International (ADI)) の加盟団体ですか。	はい	いいえ
3	輸出国政府機関が当該輸出国の国内法令に基づき認定する団体ですか。	はい	いいえ

上記のとおり、証明します。

--

(訓練機関の責任者の署名)

--

(年月日)

感染症対策専門官 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査結果の協議について

〇〇支所(検査課長・〇〇出張所長)

アシスタンスドッグの輸入検疫要領の規定に基づき、アシスタンスドッグの一時持出許可について、下記のとおり協議します。

協議番号		申請受理日		到着予定日	
到着予定港		出国予定日		滞在期間	
仕出国		犬の名前		輸入者の氏名	
犬の用途		マイクロチップ番号			

審査結果	不許可	許可	一時持出許可期間	審査結果の理由	

審査項目等		結果記載欄		備考(理由等を記載)		
<b>狂犬病のリスク管理措置について</b>						
I	1	マイクロチップの装着 狂犬病のワクチン接種前に装着されていること。	適	不適		
	2	狂犬病のワクチン接種について				
		①	2回以上接種されていること。	適	不適	
		②	直近2回のワクチンの接種間隔は適当であること。	適	不適	
		③	直近のワクチンは有効期限内であること。	適	不適	
		④	その他の条件を満たしていること。	適	不適	
	3	狂犬病の抗体検査に係る基準				
		①	直近の有効なワクチン接種日以降(同日を含む)に採血されていること。	適	不適	
		②	農林水産大臣の指定する施設で検査を受けていること。	適	不適	
		③	検査結果は0.5IU/ml以上であること。	適	不適	
		④	到着前3か月以上2年以内に採血された検査結果であること。	適	不適	
	4	不足待機期間				
		不足待機期間は、90日以内であること。	適	不適	〇〇日	
<b>渡航目的について</b>						
II	1	主催者の証明書が提出されている。	適	不適		
	2	渡航目的は、観光等個人的な活動の一環ではない。	適	不適		
	3	渡航目的は、公共性・公益性の高いものであり、そのことが第三者等により確認されている。	適	不適		
	4	渡航目的は何か。				
<b>渡航時期について</b>						
III	1	主催者の証明書が提出されている。	適	不適		
	2	渡航日程を延期できない理由は適切か。	適	不適		
	3	渡航日程を延期等できないことが第三者から確認等されている。	適	不適		
	4	渡航日程を延期等できない理由は何か。				
<b>滞在期間について</b>						
IV	1	原則として10日を超えないこと。	適	不適		

滞在場所について					
V	1	所在地は明確に特定でき、かつ、不特定多数の者からアシスタンスドッグを明確に隔離することが可能な場所である。	適	不適	
	2	滞在場所は原則1カ所である。	適	不適	(カ所数も記載)
	3	狂犬病予防上、必要な措置を適切に講じることができる場所である。	適	不適	
訪問場所について					
VI	1	主催者の証明書が提出されている。	適	不適	
	2	訪問場所は原則1カ所である。	適	不適	(カ所数も記載)
	3	狂犬病予防上、必要な措置を適切に講じることができる場所である。	適	不適	
滞在中の遵守事項について					
VII	1	全ての要件を遵守できる旨誓約されている。	適	不適	
アシスタンスドッグの訓練(団体)について					
VIII	1	アシスタンスドッグの訓練・養成に関する証明書が提出されている。	適	不適	
	2	国際ガイド連合の加盟団体である。	適	不適	
	3	国際補助犬協会の加盟団体である。	適	不適	
	4	輸出国の国内法令に基づき認定された団体である。	適	不適	
	5	日本の身体障害者補助犬法令に基づき認定されている。	適	不適	
	6	厚生労働省の期間限定証明書が交付されている。	適	不適	
アシスタンスドッグに係る基準について					
IX	1	アシスタンスドッグの訓練・養成に関する証明書が提出されている。	適	不適	
	2	輸入者に係る医師の証明書が提出されている。	適	不適	
	3	アシスタンスドッグは、輸入者によって6か月以上、使用・飼育・管理されてい	適	不適	
	4	アシスタンスドッグは、ペット犬とは明らかに異なるアシスタンスドッグとしての役割を担っていることが明確である。	適	不適	
輸入者の病歴について					
X	1	輸入者に係る医師の証明書が提出されている。	適	不適	
	2	輸入者は、アシスタンスドッグの同伴が不可欠であることが明確である。	適	不適	
	3	アシスタンスドッグは、ペット犬とは明らかに異なるアシスタンスドッグとしての役割を担っていることが明確である。	適	不適	
帰国時の輸入条件に係る要件					
XI	1	帰国時の輸入検疫条件が動物検疫所として証明可能な内容である。	適	不適	
一時持出期間中の輸入者の遵守事項					
XII	1	輸入者は、アシスタンスドッグに関する輸入者の声明書に記載されている一時持出許可に係る要件を全て遵守する旨を誓約し、かつ、遵守できる。	適	不適	

〇〇支所(検査課長・〇〇出張所長) 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査結果の協議について(協議結果)

感染症対策専門官

〇年〇月〇日付け(協議番号:〇)で貴所より協議のあった標記の件について、協議結果を下記のとおりお知らせします。

記

I 協議の対象アシスタンスドッグ

協議番号		申請受理日		到着予定日	
到着予定港		出国予定日		滞在期間	
仕出国		犬の名前		輸入者の氏名	
犬の用途		マイクロチップ番号			

II 協議結果

持出許可の可否		一時持出許可の期間	
---------	--	-----------	--

III 協議結果に係る判定の理由

上記判断の理由	
---------	--

〇〇〇(輸入者名) 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可証(許可証番号:〇)

農林水産省 動物検疫所(〇支所(検疫課長・〇出張所長))

下記Ⅰの者は、犬等の輸出入検疫規則第4条第5項の規定により、下記Ⅱに掲げるアシスタンスドッグを、一時的に動物検疫所の敷地外に持ち出す許可を受けたことを証明します。なお、日本に到着時は、輸出国政府機関が発行した輸出検疫証明書及び本許可証を添付し、下記に掲げるアシスタンスドッグについて、動物検疫所の到着時検査を受けてください。なお、到着時検査には数時間を要しますので、留意ください。

記

Ⅰ 一時持出許可の対象輸入者

氏名					
住所					
連絡先	電話		FAX		Email

Ⅱ 一時持出許可の対象アシスタンスドッグ

名前			年齢/生年月日			
品種			犬の性別	雄	雌	去勢
妊娠の有無	有	無	妊娠している場合、出産予定日			
マイクロチップの番号						
アシスタンスドッグの用途	盲導犬	聴導犬	介助犬	その他(〇〇〇〇)		

Ⅲ 一時持出許可に係る渡航目的、渡航期間、滞在場所、訪問場所

1	渡航目的					
2	仕出国名					
3	本邦の到着予定港					
4	本邦の到着予定日時・便名	日時			便名	
5	本邦の出国予定港・仕向国	出国予定港			仕向国名	
6	本邦の出国予定日時・便名	日時			便名	
7	滞在期間	日数		期間	〇月〇日~〇月〇日	
8	滞在場所	名称				
		住所				
		連絡先	電話		Email	
9	訪問場所	名称				
		住所				
		連絡先	電話		Email	

Ⅳ 一時持出許可の対象輸入者の滞在中の緊急連絡先

日中	電話1		Email 1	
	電話2		Email 2	
夜間	電話1		Email 1	
	電話2		Email 2	

V 一時持出許可対象アシスタンスドッグの動物検疫所での係留期間

不足待機日数		係留期間	○月○日～○月○日
--------	--	------	-----------

VI 一時的持出許可の期間

持出許可日数		一時的持出許可期間	○月○日～○月○日
--------	--	-----------	-----------

VII 一時持出許可期間が終了し動物検疫所にアシスタンスドッグを持ち帰る日及び持帰り先の動物検疫所

持ち帰る日時		持帰り先の動物検疫所	名所	
			住所	
			連絡先	

VIII 滞在場所及び訪問場所を管轄する保健所

滞在場所管轄の保健所	名称		訪問場所管轄の保健所	名称	
	住所			住所	
	連絡先			連絡先	

IX 注意事項

- 上記 I に掲げる者は、日本に到着後、到着港の動物検疫所で、上記 II に掲げるアシスタンスドッグの到着時検査を受けてください。到着時検査では、一時持出許可証、輸出国政府機関が発行した証明書、一時持出許可申請時に提出した書類の原本その他必要な書類を提出してください。家畜防疫官による書類審査及びアシスタンスドッグの臨床検査を行います。その結果、書類に不備がある場合又はアシスタンスドッグに異常が認められる場合は、当該アシスタンスドッグの持出を許可することができません。また、輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていない場合又はその内容に不備がある場合は、家畜伝染病予防法第37条第1項の規定により、一時持出を許可することができません。
- 渡航時期等に変更が生じた場合、速やかに到着予定港の動物検疫所に届け出てください。滞在期間の延長、滞在場所の追加、渡航目的の変更など変更内容によっては、一時持出許可を取り消す場合があります。

X 一時持出許可に係る指示事項

- 狂犬病予防法の規定に基づき、以下のとおり、狂犬病予防上必要な事項を指示します。一時持出期間中はこれらの指示に必ず従ってください
- 一時持出許可の対象となっている滞在场所以外の場所に滞在しないこと。
  - 一時持出許可の対象となっている訪問場所以外の場所を訪問しないこと。
  - 一時持出期間中の滞在场所及び訪問場所には、他の動物(犬、猫)は飼育されていないこと(他のアシスタンスドッグは除く。)
  - アシスタンスドッグを滞在场所から一時的に持ち出す場合、常に引き綱、ハーネスにより直接の制御下に置かれていること。また、その間、必要に応じ、口輪を装着すること。咬傷事故など唾液を介した感染事故が発生しないよう十分に留意し、管理等すること。排泄物は適切に処理すること。
  - 動物検疫所の指定した持出許可期間中は、係留期間中にあることを理解し、当該アシスタンスドッグの健康状態を毎日、観察・記録し、動物検疫所に持ち帰る日に動物検疫所に提出すること。また、異常が認められる場合、直ちに動物検疫所に連絡すること。
  - 滞在期間中、常に家畜防疫官と連絡の取れる状態にあること。
  - 家畜防疫官は、必要があると認められる場合、訪問場所を訪問することができること。
  - 疾病等により獣医師の診療が必要な場合、速やかにその旨を動物検疫所に連絡し、家畜防疫官の許可を受けた上で、獣医師の診療を受けること。また、診療を行った獣医師に対し、当該アシスタンスドッグが係留期間中にあること、診療後、速やかに診療結果等を動物検疫所に報告しなければならない旨を伝えること。
  - 家畜防疫官の指示に従わない場合、一時持出許可が取り消される場合があること。
  - アシスタンスドッグが逃亡し、又は盗難にあった場合、直ちに動物検疫所に連絡し、家畜防疫官の指示に従うとともに、最寄りの警察、保健所等関係機関に届け出ること。
  - 以下のいずれかに該当する時、動物検疫所は一時持出許可を取り消します。
    - 上記指示事項を遵守しない場合
    - 人又は動物を咬み、傷つけ、又はその他の危害を加えた場合
    - 狂犬病を疑う症状が認められた場合(例: 極度の興奮・攻撃的・麻痺・けいれん・水やえさを飲み込めない等)

動物検疫所での到着時検査の結果記載欄

注意: この欄は到着時検査の際に記載します。

到着時検査日		書類検査の結果						
臨床検査の結果		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">家畜防疫官</td> <td>氏名</td> <td rowspan="2">輸入者</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>(署名)</td> <td>(署名)</td> </tr> </table>	家畜防疫官	氏名	輸入者	氏名	(署名)	(署名)
家畜防疫官	氏名			輸入者		氏名		
	(署名)		(署名)					
緊急時の連絡先	(持ち帰り先の動物検疫所に同じ)							

農林水産省動物検疫所〇〇支所・出張所

〇〇〇(輸入者名) 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可に係る審査結果について

農林水産省動物検疫所(〇支所(検疫課長・〇出張所長))

〇年〇月〇日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおりお知らせします。

記

I 審査結果

不許可	理由	
-----	----	--

II 輸入者

氏名					
住所					
連絡先	電話		FAX		Email

III アシスタンスドッグ

名前			年齢/生年月日			
品種			犬の性別	雄	雌	去勢
妊娠の有無	有	無	妊娠している場合、出産予定日			
マイクロチップの番号						
アシスタンスドッグの用途		盲導犬	聴導犬	介助犬	その他(〇〇〇〇)	

IV 渡航目的等

1	渡航目的					
2	仕出国名					
3	到着予定港					
4	到着予定日時・便名	日時			便名	
5	本邦の出国予定港・仕向国名	出国予定港			仕向国名	
6	出国予定日時・便名	日時			便名	
7	滞在期間	日数		期間	〇年〇月〇日~〇月〇日	
8	滞在場所	名称				
		住所				
		連絡先	電話		Email	
9	訪問場所	名称				
		住所				
		連絡先	電話		Email	



【別記様式11号】

年月日

〇〇支所(検疫課長・〇〇出張所長) 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可証について

〇〇支所(検疫課長・〇〇出張所長)

このことについて、〇年〇月〇日付けをもって、別添のとおり、アシスタンスドッグの一時持出許可証を交付しましたのでお知らせします。本許可に係るアシスタンスドッグは貴所に持ち帰ることとしておりますところ、一時持出期間中及び出国時の動物検疫上の対応につきよろしくお願いします。

(注:別添として、一時持出許可証の写し、その他必要な書類等の写しを添付すること。)

記載年月日

農林水産省動物検疫所(〇〇支所(検疫課長・〇〇出張所長)) 殿

## アシスタンスドッグの一時持出許可内容の変更届出書

輸入者署名	
輸入者の住所	

〇年〇月〇日付け「アシスタンスドッグの一時持出許可証」(許可番号:〇)に係る許可事項について、下記のとおり、変更したいので届け出ます。

## 記

## I 輸入者及びアシスタンスドッグについて

一時持出許可証の番号	
輸入者の氏名	
アシスタンスドッグの名称	
アシスタンスドッグの用途	
アシスタンスドッグのマイクロチップ番号	
その他必要事項	

## II 変更事項について

	変更の項目	変更前	変更後	変更の理由
1				
2				
3				
4				

感染症対策専門官 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可事項の変更等に伴う再協議について

〇〇支所(検査課長・〇〇出張所長)

〇年〇月〇日付けで一時持出を許可して差し支えないと判断されたアシスタンスドッグ(許可番号:〇)【注1】について、今般、輸入者より、別添【注2】のとおり、一時持出許可内容の変更届出書が提出されました。変更内容を精査した結果、下記のとおり、一時持出許可要件を満たさなくなるものと判断されたため、一時持出許可を取り消して差し支えないかどうかについて協議します。

記

取り消す理由	
--------	--

注1:一時持出許可証の写しを添付すること。

注2:別添として「アシスタンスドッグの一時持出許可内容の変更届出書」を添付すること。

〇〇〇(輸入者名) 殿

アシスタンスドッグの一時持出許可の取り消しについて

農林水産省動物検疫所(〇支所(検疫課長・〇出張所長))

〇年〇月〇日付けで貴殿より提出された一時持出許可内容の変更届出書の内容を精査した結果、下記のとおり、一時持出許可要件を満たさなくなったため、〇年〇月〇日付けで交付した「アシスタンスドッグの一時持出許可証」を速やかに返納願います。

記

I 一時持出許可の取り消しの対象となる輸入者及びアシスタンスドッグについて

一時持出許可証の番号	
輸入者の氏名	
アシスタンスドッグの名前	
アシスタンスドッグの用途	
アシスタンスドッグのマイクロチップ番号	
その他必要事項	

II 一時持出許可取消の理由等について

--

感染症対策専門官 殿

一時持出許可アシスタンスドッグに係る輸入検査結果について

〇〇支所(検査課長・〇〇出張所長)

下記 I に係るアシスタンスドッグについて、輸入検査を実施した結果、(輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていないこと・輸出政府機関の発行する証明書の内容に不備があること)が判明しましたので、下記のとおり、報告します。

## 記

## I 一時持出許可の対象アシスタンスドッグ

許可番号		許可日		許可期間	
仕出国		到着日		輸入検査日	
滞在期間		出国予定日		犬の名称	
犬の用途		マイクロチップ番号			

## II 輸出国政府機関の発行する証明書に係る不備状況

証明書が添付されていない		証明内容の不備	(具体的に記載)
--------------	--	---------	----------

## III 対応(動物検疫所での係留期間その他必要な事項)

--

## IV 指示事項等

輸出検疫証明書の取得・差し替え等の見込み時期	
輸入者への指示事項等	
航空会社への指示・協力依頼事項等	

## V その他

--

〇〇県〇〇保健所長 殿

## アシスタンスドッグの一時持出許可について

農林水産省動物検疫所(〇支所(検疫課長・〇出張所長))

この度、下記に掲げるアシスタンスドッグについて、別添のとおり、犬等の輸出入検疫規則(平成11年10月農林水産省令第68号)第4条第5項の規定に基づき、一時的に動物検疫所の敷地外に持ち出すことを許可しましたので、お知らせします。万が一、一時持出期間中に、当該アシスタンスドッグが盗難し、又は逃亡した場合、最寄りの警察署及び貴所に届け出るよう指示していますので、その際は、貴所における捕獲等への協力、関係機関等への連絡等につき、御協力いただきたくお願いします。

## 記

輸入者の氏名		
アシスタンスドッグの名前		
アシスタンスドッグの種類		
アシスタンスドッグの性別		
アシスタンスドッグの用途		
マイクロチップ番号		
滞在場所	名称	
	住所	
滞在期間		
訪問場所	名称	
	住所	
一時持出許可期間		
出国予定日時		

到着港の動物検疫所の連絡先等	担当課名	
	担当課長名	
	連絡先	

注:別添として一時持出許可証を添付すること。